

報告事項コ

コミュニティ・スクールの推進状況（第1回鳥取県コミュニティ・スクール推進連絡協議会）について

コミュニティ・スクールの推進状況について、別紙のとおり報告します。

令和元年8月8日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

第1回コミュニティ・スクール推進連絡協議会開催概要について

令和元年7月22日
小中学校課

第1回コミュニティ・スクール推進連絡協議会について、開催の概要は以下のとおりです。

1 日時 令和元年7月22日（月） 午後2時から午後4時まで

2 場所 鳥取県立図書館 2階 小研修室

3 出席者

(1) 委員

- ・学校代表3名（高等学校長会推薦、中学校長会推薦、小学校長会推薦）
- ・地域代表1名（公民館長）
- ・都市、町村教育長推薦者2名（鳥取市教育長、南部町教育長）
- ・学識経験者1名（大分大学COC+推進機構 統括コーディネーター）
- ・鳥取県教育委員会教育次長

(2) 担当課

- ・鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課
- ・高等学校課
- ・社会教育課

(3) 事務局

- ・小中学校課



4 概要

(1) 鳥取県内の導入状況及び今後の取組方針

○県立特別支援学校

- ・8校中3校（白兔養護学校、米子養護学校、琴の浦高等特別支援学校）で今年度導入した。
- ・8月末に第1回の運営協議会を開催予定である。
- ・各学校の課題に応じて、企業関係、福祉関係、地域に関わる方等を幅広く外部委員として選出した。
- ・未導入の5校は、2020または2021年に導入を予定している。

○県立高等学校

- ・24校中1校（米子高校）で今年度導入し、7月23日に第1回目の運営協議会を開催する。
- ・来年度は5校、再来年度は1校導入予定であり、県立高校24校中7校が導入に向けて動いている。
- ・残り17校は未定で、その理由として、「既にCSと同様の地域を巻き込んだ取り組みを行っており、それとの整合性を図るのに時間を要する。」「導入のメリットが分からない。」という2点である。
- ・研修会や他県での文科省のフォーラム等への参加等の情報提供をして理解を深めていきたい。
- ・H31.3に「県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」を整備した。

○各市町村

- ・現在3市4町で95校、全体の約54%が導入済みである。
- ・2020年度には3町、2021年度に1市3町が導入予定である。
- ・未導入の市町村を個別訪問し、聞き取りを行った。
- ・多くの市町村で「検討中」「前向きに検討する」という回答であり、導入に前向きではない市町村は2町であった。

- ・市町村が導入しない理由が明確なので、実践事例を紹介して導入を促したい。
- ・その一つの試みとして、8月2日の全国フォーラムに行くためのバスを借り上げ、県、市町村関係者と一緒にフォーラムへ参加する。

(2) 各委員からの意見

- ・特別支援学校において、各学校の特色を大事にしているのは良い。
- ・どんな子どもたちに育てていきたいのかという目指す方向をもつこと。
- ・コミュニティ・スクールというものを管理職以外の教職員が理解しているのか。
- ・熊本震災を機に熊本県の県立高校が一斉に導入した。全高校が防災拠点ということで県教委が防災の視点で入れた。
- ・高校が存続しないと街が潰れてしまうという危機感で、高校と地域の意識が一致した。
- ・地域の産業の特色が生かせるよう、地域の特色にあった高校がつくられている。
- ・CS導入の小中学校で育った子どもたちが、未導入の県立高等学校に行き、とまどっている報告を聞いたこともある。小中高のCSで地域の子も像、県の子も像を共有された中で育った子どもたちがふるさとを思い、活躍する関係人口を増やしていくことも大切なことである。
- ・CS導入のメリットとして保護者の顔が見えるようになった。
- ・学校にこれ以上負担をかけたくないということが根底にあり、CSの導入に消極的である。
- ・CSを導入する一方で地域側では地域学校協働活動というものがセットにある。地域学校協働活動が活発にまわらないと働き方改革どころか、さらに学校の負担が増えうまくいかない。
- ・様々な活動を統括する地域学校協働本部の設立を社会教育側から促してもらわないといけない。
- ・県教委の小中学校課がCSの事業を所管してはだめな段階にきている。次は社会教育課がCSを所管して地域学校協働活動の次のネジを回す段階にきている。(地域・公民館長・社会教育関係者等への周知等)
- ・地域学校協働活動と学校運営協議会が両輪で回るというイメージを、地域コーディネータ養成研修等で全県の社会教育担当者に伝え、その実をあげるような取り組みを社会教育課にお願いしたい。

(3) 今後の予定

- 10月下旬～11月中旬・・・鳥取県コミュニティ・スクール推進研修会
- 12月下旬・・・・・・・・・・第2回コミュニティ・スクール推進連絡協議会
- 2月下旬・・・・・・・・・・第3回コミュニティ・スクール推進連絡協議会

コミュニティ・スクールの推進状況について

令和元年6月14日
小中学校課

学校は、地域にある学校として、子どもや地域の明るい未来を創造するために、地域住民や企業・団体等と連携・協働し、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、社会総掛かりで「地域とともにある学校づくり」を目指していかなければならない。そのために鳥取県では、すべての公立学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入し、幅広い地域住民の参画を得た学校運営を実現して、学校と地域が目標やビジョンを共有するとともに、「めざす子ども像」の実現に向けて学校・家庭・地域が連携・協働して行う「地域学校協働活動」を推進する。

1 目的

県立高等学校、県立特別支援学校を含めたすべての公立学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入し、学校・家庭・地域の連携・協働体制を確立するために、既に導入している学校・地域と、これから導入に取り組む学校・地域の関係者との間で導入促進に向けた方策や地域課題についての情報交換を行い、市町村教育委員会や学校管理職、関係団体への制度内容の周知と理解促進を図り、県としてコミュニティ・スクールの導入促進を図る。

2 課題

各市町村、各公立学校によって、学校運営協議会制度と学校評議員制度と差異等の認識が不十分であったり、現状の組織で十分に連携・協働しているという段階にとどまっている。
また、導入に係る国庫補助事業の対象が、学校ごとから市町村単位に変わったことにより、段階的導入ができなくなった。

3 コミュニティ・スクール推進連絡協議会委員

	氏名	役職
1	学 御 舩 齋 紀	県立学校長会推薦者（倉吉東高校）
2	橋 本 浩 之	中学校長会推薦者（中学校）
3	校 仲 倉 孝 浩	小学校長会推薦者（小学校）
4	地 稲 嶋 敏 彦	明倫小学校地域コーディネーター、明倫公民館長
5	荒 瀧 美由紀	鳥取県PTA協議会推薦者（副会長）（河北中）
6	域 岩 崎 伸 一	鳥取県高等学校PTA連合会推薦者（鳥商会長）
7	尾 室 高 志	都市教育長会推薦者（鳥取市教育長）
8	福 田 範 史	町村教育長会推薦者（南部町教育長）
9	梶 原 敏 明	学識経験者（大分大学 COC+推進機構統括コーディネーター）
10	足 羽 英 樹	教育次長

※事務局：小中学校課、高等学校課、特別支援学校課

4 今後のスケジュール

- 7 / 2 2 第1回コミュニティ・スクール推進連絡協議会
- 1 0 / 下 ~ 1 1 / 中 . . . 鳥取県コミュニティ・スクール推進研修会
- 1 1 / 下 頃 第2回コミュニティ・スクール推進連絡協議会
- 2 / 下 頃 第3回コミュニティ・スクール推進連絡協議会

【参考】（令和元年7月1日現在）

- ・導入市町村 . . . 鳥取市、倉吉市、境港市、湯梨浜町、南部町、伯耆町、日野町
- ・導入校数 95校

鳥取県コミュニティ・スクール推進連絡協議会運営要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、鳥取県コミュニティ・スクール推進連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(目的)

第二条 連絡協議会は、すべての公立学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入し、学校・家庭・地域の連携・協働推進体制を確立するために、すでに導入している学校・地域及び導入に取り組む学校・地域の関係者との間で導入促進に向けた方策や地域課題についての情報交換を行い、市町村教育委員会や学校管理職、関係団体への制度内容の周知と理解促進を図り、コミュニティ・スクールの導入促進を図る。

(組織)

第三条 連絡協議会は、委員10人をもって組織する。

(委員)

第四条 委員は、その目的を達成するための知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、任命した日から2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第五条 連絡協議会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 連絡協議会の会議は、鳥取県教育委員会事務局小中学校課長が招集する。

2 連絡協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(秘密を守る義務)

第七条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第八条 連絡協議会の庶務は、鳥取県教育委員会事務局小中学校課において行う。

(雑則)

第九条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、鳥取県教育委員会事務局小中学校課長が別に定める。

附則

この要綱は平成30年6月27日から施行する。